

協定項目 13号 資料

一部事務組合等の取扱い（その1）について

1. 協議項目の要旨・留意点

一部事務組合とは、事務の一部を複数の市町村等が共同で処理するために設置した組合をいう。（地方自治法第284条）

新設合併の場合、合併関係市町村の法人格が消滅するため、廃止、脱退、再加入及び規約の変更等について協議する必要がある。

一部事務組合については、合併関係市町村外の市町村も関係するため、広域的な協議が必要である。

一部事務組合のほか、事務委託、公社、第三セクター等の取扱いについても協議が必要である。

薩摩郡東部衛生処理組合、串木野樋脇清掃組合、川薩地区介護保険組合については、別途協議する。

関連資料については、別紙のとおりである。

2. 提案の理由

原則として、住民に急激な変化を与えないよう一部事務組合等の現有施設の有効活用と広域にわたるため関係組合や構成市町村との協議調整が必要なことを考慮し提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日新設合併）

- (1) 一部事務組合等については、4町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の日の前日を持って当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 事務の委託については、4町は、合併の日の前日をもって規約を廃止し、新町において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。ただし、西紀町及び丹南町に係る視聴覚ライブラリーの事務の委託については、2町は、合併の日の前日をもって規約を廃止する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

- (1) 一部事務組合等の取扱い
埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。
埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。
埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市において加入しない。

(2) 公社・事業団等の取扱い

3市に設置されている公社・事業団等については、次のとおりとする。

- ア 3市の土地開発公社、社会福祉法人社会福祉協議会、社団法人シルバー人材センターは、それぞれ合併時に再編する。
- イ 浦和市と大宮市の社会福祉法人社会福祉事業団、財団法人土地地区画整理協会は、それぞれ合併時に再編する
- ウ 財団法人浦和市公園緑地協会、財団法人大宮市都市整備公社は、それぞれ合併時に再編する。
- エ 財団法人浦和市文化振興事業団と財団法人大宮市公立施設管理公社、財団法人与野市ふるさと振興機構は、合併後速やかに再編する。
- オ 浦和市、大宮市の財団法人学校給食協会と与野市学校給食会は、合併後速やかに再編する
- カ 3市の観光協会については、合併後速やかに再編するよう調整する。
- キ その他の公社・事業団等については、合併後も現行のとおりとする。

(3) 第3セクターの取扱い

第3セクターについては、現行のとおりとする。

(4) その他協議会等の取扱い

その他協議会等については、合併後、新市において再び加入する（現行のとおりとする。）ただし、同種の協議会等で国又は県の管轄地域の違いに関係するものについては、管轄の見直し後速やかに調整する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

- (1) 大川地区広域行政振興整備事務組合、大川町外4ヶ町県行造林組合、長尾町外2ヶ町組合、白鳥町外4ヶ町組合、香川県東部清掃施設組合、三木・長尾葬斎組合、香川県消防補償等組合及び香川県市町村職員共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 大川町外2ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- (3) 香川県町村職員退職手当組合及び香川県町村非常勤職員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。
- (4) 公平委員会事務に係る事務の委託については、合併の日の前日をもって当該委託に関する規約を廃する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日新設合併）

(1) 一部事務組合の取扱い

山口県徳山地方養老介護施設組合は、新市で合併の日に当該組合に加入する。

山口県東部地方税整理組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合、山口県市町村消防団員補償等組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。

光地域広域水道企業団、周南地区衛生施設組合、周陽環境整備組合、玖西環境衛生組合、光地区消防組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市で旧市町の区域を対象地区として、当該組合に加入する。

周南地区食肉センター組合、山口県市町村災害基金組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市の全区域を対象地区として、当該組合に加入する。

山口県自治会館管理組合は、合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。

(2) 協議会の取扱い

協議会については、合併の日の前日をもって関係の協議会から脱退し、合併の日に新市で当該協議会に加入する。ただし、徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会及び徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会については、合併の前日までに廃止するものとする。

機関の共同設置については、山口県市町村公平委員会は合併の日の前日をもって脱退するとともに、徳山市・鹿野町介護認定審査会は合併の日の前日をもって廃止し、それぞれ新市において事務を行う。

事務の委託については、4市4町住民票の写しの交付等の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、合併の日に新市で新たに委託する。火葬に関する事務委託は合併の日の前日をもって廃止する。上水道及び下水処理の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、新市において事務を行う。

(3) 財団等の取扱い

財団等については、当面、現行どおりとする。ただし、同様な事業を行う財団等は、新市の速やかな一体性の確立を図るため、統合整備に努めるものとする。

(4) 土地開発公社の取扱い

2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

4. 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法（抄）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

（機関等の共同設置）

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

地方公務員法（抄）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第7条

- 3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。
- 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

土地開発公社に関する法令：公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年、法律第66号） （設立）

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

- 2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（定款）

第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

目的

名称

設立団体

事務所の所在地

役員の定数、任期その他役員に関する事項

業務の範囲及びその執行に関する事項

基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

公告の方法

解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

- 2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣は又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年、政令第284号）

（議決及び認可を要しない定款の変更）

第6条 法第14条第2項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

事務所の所在地の変更

土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更

前2号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年 3 月 29 日 法律 6 号）

（一部事務組合等に関する特例）

第 9 条の 2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第 284 条第 2 項又は第 3 項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合には、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第 286 条第 1 項本文又は第 291 条の 3 第 1 項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第 290 条又は第 291 条の 3 第 2 項、第 5 項及び第 6 項並びに第 291 条の 11 並びに第 293 条第 1 項の規定は、前項の場合について準用する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 消 防 業 務 】	総務部会 消防防災分科会
調整方針(案)	川内地区消防組合については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、その業務は新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体との協議を行い、合併までに調整する。		

団 体 名	川内地区消防組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和56年4月1日		組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 新市での業務体制等については、合併までに関係団体と協議する。
構 成 市 町 村	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村		
事 務 所 の 位 置	川内市原田町22番10号		
担 任 事 務	消防組織法及び消防法に基づく関係市町村の消防に関する事務		
職 員 数	15年度当初職員総数 132名 うち組合採用職員数 129名 うち市町村採用派遣職員数 3名		
財 産 及 び 債 務	【土地】 ・上甌分駐所待機宿舍用地 205.20㎡ ・下甌分駐所待機宿舍用地 333.43㎡ ・東部消防署庁舎用地 4,708.15㎡ ・西部消防署庁舎用地 3,003.78㎡ 【建物】 ・消防本部・中央消防署 1,714.17㎡ ・南部分署 560.00㎡ ・上甌分駐所 164.00㎡ ・上甌分駐所待機宿舍 204.98㎡ ・下甌分駐所 164.00㎡ ・下甌分駐所待機宿舍 204.98㎡ ・東部消防署 561.27㎡ ・西部消防署 835.29㎡ ・寺山無線中継局 9.00㎡	【車両等】 ・常備分 34台 ・川内市消防団分 45台 計 79台 【基金】(15年度末基金高) ・財政調整基金 89,645千円 ・退職手当準備基金 466,190千円 【債務】(15年度末起債残高予定) ・常備分 210,496千円 ・川内市消防団分 87,860千円 計 298,356千円	

団 体 名	祁答院地区消防組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和55年 8月 1日		祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、その業務は新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体との協議を行い、合併までに調整する。
構 成 市 町 村	祁答院町・宮之城町・鶴田町・薩摩町		
事 務 所 の 位 置	薩摩郡宮之城町時吉366番地		
担 任 事 務	消防及び救急に関する事務		
職 員 数	15年度当初職員総数 39名 うち組合採用職員数 37名 うち市町村採用派遣職員数 2名(宮之城町)		
財 産 及 び 債 務	【土地】 3,883.41㎡ 【建物】 1,530.72㎡	【車両等】 10台 【基金】(15年度末基金高) 11,793,060円 【債務】(15年度末起債残高予定) 224,512,776円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 し尿処理・ごみ処理・火葬業務 】	住民健康福祉部会 環境分科会
調整方針(案)	西薩衛生処理組合は、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 甌島衛生管理組合については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。		

団 体 名	西薩衛生処理組合		調整方針(案)	団 体 名	甌島衛生管理組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和39年4月1日		組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 新市での業務体制等については、合併までに関係機関と協議する。	設 立 年 月 日	ごみ処理業務: 昭和48年5月1日 最終処分場建設: 平成13年12月1日 火葬業務: 昭和57年4月1日		組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 新市での業務体制等については、合併までに関係機関と協議する。
構 成 市 町 村	川内市・樋脇町・東郷町			構 成 市 町 村	里村・上甌村・鹿島村・下甌村		
事 務 所 の 位 置	川内市五代町 7632番地(西薩環境センター内)			事 務 所 の 位 置	里村里1922番地		
担 任 事 務	・し尿処理施設の設置及び管理運営並びにし尿の収集、運搬及び処分に関すること。 ・し尿の収集、運搬及び処分を業として行おうとする者又は浄化清掃業を営もうとするものに係る許可に関すること。			担 任 事 務	・ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。 [里村・上甌村] ・火葬場の設置、管理及び運営に関すること。 [里村・上甌村] ・一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。 [里村・上甌村・鹿島村・下甌村]		
職 員 数	15年度当初職員総数 12名 うち組合採用職員数 11名 うち市町採用派遣職員数 1名(川内市)			職 員 数	15年度当初職員総数 5名 うち組合採用職員数 4名 うち市町採用派遣職員数 1名(里村)		
財 産 及 び 債 務	【土地】 67,479㎡ 【建物】 延面積 3,420㎡ 【車両等】 7台	【基金】(15年度末基金高) 次期建設費対応: 769,484千円 その他目的対応: 156,945千円 【債務】(15年度末起債残高予定) 0円	財 産 及 び 債 務	【土地】 3,878㎡ 【建物】 ごみ処理施設: 830.69㎡ 火葬施設: 218㎡ 【車両等】 4台	【基金】(15年度末基金高) 0円 【債務】(15年度末起債残高予定) 217,589千円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 介護保険・卸売市場業務 】	住民健康福祉部会 国保介護分科会 産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	<p>祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町と祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p> <p>上甌島バス企業団については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。</p>		

団体名	調整方針(案)		団体名	調整方針(案)	
祁答院地方卸売市場管理組合	祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町と祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。		上甌島バス企業団	組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。	
設立年月日	昭和52年 9月 29日		設立年月日	昭和53年 4月 1日	
構成市町村	入来町、宮之城町、鶴田町、薩摩町、祁答院町		構成市町村	上甌村、里村	
事務所の位置	宮之城町船木3,080番地		事務所の位置	上甌村中甌481-1番地(上甌村役場内)	
担 任 事 務	地方卸売市場の設置及び管理運営並びに生鮮食料品等の取引。		担 任 事 務	道路運送法第3条第2項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業。	
職 員 数	15年度当初職員総数 0名 うち組合採用職員数 0名 うち町採用派遣職員数 0名(宮之城町職員兼務)		職 員 数	15年度当初職員総数 6名 うち組合採用職員数 6名 うち村採用派遣職員数 0名	
財産及び債務	[土地] 7,614.60㎡ [建物] 1,606.60㎡ [車両等] 0台	[基金](15年度末基金高) 19,512千円 [債務](15年度末起債残高予定) 0千円	財産及び債務	[土地] 714.04㎡ [建物] 104.4㎡ [車両等] 5台	[基金](15年度末基金高) 0円 [債務](15年度末起債残高予定) 0円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 町村会関係 】	総務部会 人事厚生分科会 議会・監査部会 議会分科会
調整方針(案)	鹿児島県市町村自治会館管理組合については、合併関係市町村全てが加入しているため、当該組合及び構成団体との協議を行い、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に当該組合へ加入する。 鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係市町村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に当該組合へ加入する。		

団体名	調整方針(案)		団体名	調整方針(案)	
鹿児島県市町村自治会館管理組合			鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合		
設立年月日	昭和23年12月9日		設立年月日	昭和43年4月1日	
構成市町村	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、下甌村、上甌村、鹿島村 他 87市町村		構成市町村	樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村 他 74町村	
事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島県市町村自治会館内)		事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島県市町村自治会館内)	
担 任 事 務	鹿児島県市町村自治会館の管理運営に関する事務		担 任 事 務	町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務の共同処理	
負 担 金 等	負担金なし		負 担 金 等	議員補償基礎額(12,000円)の20%×議員定数(4月1日現在)	
財産及び債務	【土地】 4,868.68㎡ 【建物】 非木造 12,469.96㎡	【基金】(平成13年度末) 財政調整基金 594,000千円 退職手当組合加算負担金準備基金 20,100千円	財産及び債務	【基金】(平成13年度末) 公務災害補償等基金 63,040千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い		【 町村会関係 】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)	<p>鹿児島県町村職員退職手当組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係町村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退する。当該組合への加入については、合併までに調整する。 鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係市町村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に当該組合へ加入する。</p>			
団体名	鹿児島県町村職員退職手当組合	調整方針(案)	団体名	鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合
設立年月日	昭和36年3月1日	<p>当該組合及び構成団体との協議を行い、関係町村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退する。 当該組合への加入については、合併までに調整する。</p>	設立年月日	昭和43年4月1日
構成市町村	樋脇町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 上甌村 下甌村 鹿島村 他 73町村 甌島衛生管理組合 上甌島バス企業団 他 46団体		構成市町村	樋脇町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 上甌村 下甌村 鹿島村 川薩地区介護保険組合 上甌島衛生管理組合 西薩衛生処理組合 他 134団体
事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島県市町村自治会館内)		事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島県市町村自治会館内)
担 任 事 務	県内町村(一部事務組合含む。)の常勤職員の退職手当の支給に関する事務		担 任 事 務	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づく組合町村の非常勤の職員(町村の議会の議員を除く。以下、「職員」という。)に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)の規定に基づく町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する公務上の災害に対する補償に関する事務
負 担 金 等	一般職員 給料×1000分の130 特別職 給料×1000分の300(町村長) 給料×1000分の200(助役、収入役及び教育長等) 特別負担金 一般職(5条規定適用者) 5条適用額 - 4条適用額 特別職(死亡等による退職の場合) 50%の加算分を別途負担		負 担 金 等	町村 人口割合に応じて負担 一部事務組合 一律
財産及び債務	[基金](平成13年度末) 退職手当給付基金 9,973千円		財産及び債務	[基金](平成13年度末) 基金残高 62,328千円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 町村会関係 】	総務部会 消防防災分科会
調整方針(案)	鹿児島県市町村消防補償等組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係町村は、合併の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に直轄事業として実施する。 鹿児島県町村交通災害共済組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係町村は、合併の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に新たに当該組合へ加入する。		

団体名	調整方針(案)	団体名	調整方針(案)													
鹿児島県市町村消防補償等組合		鹿児島県町村交通災害共済組合														
設立年月日	昭和27年9月6日	設立年月日	昭和44年10月1日													
構成市町村	樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村 他 2市 74町村	構成市町村	樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村 他 74町村													
事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島県市町村自治会館内)	事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島県市町村自治会館内)													
担 任 事 務	<ul style="list-style-type: none"> 消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る公務災害補償に関する事務 消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者及び救急業務に従事した者に係る災害補償に関する事務 水防法第6条の2第1項の規定による水防団長、又は水防団員に係る災害補償に関する事務 水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る災害補償に関する事務 災害基本法第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る災害補償に関する事務 消防法第35条の7の規定により救急業務に協力した者に係る災害補償に関する事務 消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故による災害見舞金の共済事業 県町村会に本部を置き、構成町村を支部(支部の事務)・共済加入者の受付、掛金の徴収 見舞金請求の必要書類の交付と受理 申請者への見舞金の交付 加入者証の保管 見舞金請求の査定(審査会の運営等を含む) 見舞金の支払い(通知書は申請者へ直接送付、送金は支部宛、窓口交付としている。) 事務研修会等の実施 														
負 担 金 等	<table border="1"> <tr> <td>次の合計額</td> <td>退職報償金関係負担金</td> </tr> <tr> <td>ア 公務災害補償関係負担金</td> <td>消防団員1人につき</td> </tr> <tr> <td>人口1人につき 年額 3.5円</td> <td>年額 16,210円</td> </tr> <tr> <td>消防団員1人につき 年額 1,900円</td> <td>事務費負担金</td> </tr> <tr> <td>見舞金負担金並びに事務費負担金</td> <td>消防団員1人につき</td> </tr> <tr> <td>人口1人につき 年額 7円</td> <td>年額 180円</td> </tr> <tr> <td>消防団員1人につき 年額 330円</td> <td></td> </tr> </table>	次の合計額	退職報償金関係負担金	ア 公務災害補償関係負担金	消防団員1人につき	人口1人につき 年額 3.5円	年額 16,210円	消防団員1人につき 年額 1,900円	事務費負担金	見舞金負担金並びに事務費負担金	消防団員1人につき	人口1人につき 年額 7円	年額 180円	消防団員1人につき 年額 330円		1人 500円
次の合計額	退職報償金関係負担金															
ア 公務災害補償関係負担金	消防団員1人につき															
人口1人につき 年額 3.5円	年額 16,210円															
消防団員1人につき 年額 1,900円	事務費負担金															
見舞金負担金並びに事務費負担金	消防団員1人につき															
人口1人につき 年額 7円	年額 180円															
消防団員1人につき 年額 330円																
財産及び債務	<p>【基金】(平成13年度末)</p> <p>公務災害補償準備基金 27,593千円</p>	<p>【基金】(平成13年度末)</p> <p>災害見舞金準備基金 396,400千円</p>														

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 町村会関係 】	住民健康福祉部会 健康管理分科会
調整方針(案)	鹿児島県離島緊急医療対策組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に新たに当該組合へ加入する。		

団 体 名	鹿児島県離島緊急医療対策組合	調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和49年4月1日	当該組合及び構成団体との協議を行い、関係村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に新たに当該組合へ加入する。
構 成 市 町 村	里村、上甌村、下甌村、鹿島村 他 1市 21町村	
事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島市町村自治会館内)	
担 任 事 務	ア 組合市町村における救急患者発生に対応する医療従事者の確保に関すること。 イ 全豪の医療従事者に対する傷害保険、補償等に関すること。	
負 担 金 等	均等割 150,000円 応益割 団体ごと過去6カ年の搬送実数 / 過去6カ年の搬送全体総数 × 13,100,000円	
財 産 及 び 債 務	【基金】(平成13年度末) 見舞金・財政調整基金 42,202千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 土地開発公社関係 】	企画財政部会 土地開発分科会
調整方針(案)	川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。 鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。		

団 体 名	川内市土地開発公社	調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和48年6月29日	川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
設 立 団 体	川内市	
事務所 の 位置	鹿児島県川内市神田町1番22号(川内市役所内)	
担 任 事 務	<p>1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと、</p> <p>ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ウ 公営企業の用に供する土地</p> <p>エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地</p> <p>オ 観光施設事業の用に供する土地</p> <p>カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>(2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。</p> <p>(3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>	
役員定数等	理事 12名以内(うち理事長1名、うち1名は常任とする。) 監事 2名 任期 2年	
職員数等	事務職員 5名 技術職員 1名 * 市出向職員1名、嘱託(常勤)2名、嘱託(非常勤)3名	
財産及び債務	<p>【基本財産の額】 1,000,000円</p> <p>【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 2,317,957,099円 負債合計: 1,649,548,117円 差引純財産: 668,408,982円</p> <p>【保有土地の状況】(平成13年度末) 20件 109,920.66㎡ 1,695,664,778円</p> <p>【借入金の状況】(平成13年度末) 21件 1,494,000,000円</p>	

団 体 名	鹿児島県町村土地開発公社 樋脇町支社	調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和48年3月31日	鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
設 立 団 体	樋脇町	
事務所 の 位置	鹿児島県薩摩郡樋脇町塔之原1173番地	
担 任 事 務	<p>1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと、</p> <p>ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ウ 公営企業の用に供する土地</p> <p>エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地</p> <p>オ 観光施設事業の用に供する土地</p> <p>カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>(2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。</p> <p>(3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>	
役員定数等	理事 1名 監事 2名 任期 2年 樋脇町支社審議会 委員 10名以内(8名) 任期 2年	
職員数等	事務職員 5名(兼任)	
財産及び債務	<p>【出資金】 1,936,800円</p> <p>【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 41,765,174円 負債合計: 0円 差引純財産: 41,765,174円</p> <p>【保有土地の状況】(平成13年度末) なし</p> <p>【借入金の状況】(平成13年度末) なし</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 土地開発公社関係 】	企画財政部会 土地開発分科会
調整方針(案)	鹿児島県町村土地開発公社東郷町支社・里村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。		

団体名	鹿児島県町村土地開発公社 東郷町支社	調整方針(案)
設立年月日	昭和48年3月31日	<p>鹿児島県町村土地開発公社東郷町支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。</p>
設立団体	東郷町	
事務所の位置	鹿児島県薩摩郡東郷町斧淵362番地	
担 任 事 務	<p>(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>	
役員定数等	理事 1名 監事 2名 任期 2年 東郷町支社審議会 委員 10名以内 任期 2年	
職員数等	事務職員 8名(兼任)	
財産及び債務	<p>[出資金] 1,617,100円</p> <p>[財産目録](平成13年度末) 資産合計: 154,154,898円 負債合計: 0円 差引純財産: 154,154,898円</p> <p>[保有土地の状況](平成13年度末) 7件 27,531.71㎡ 147,328,739円</p> <p>[借入金の状況](平成13年度末) なし</p>	

団体名	鹿児島県町村土地開発公社 里村支社	調整方針(案)
設立年月日	昭和48年3月31日	<p>鹿児島県町村土地開発公社里村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。</p>
設立団体	里村	
事務所の位置	鹿児島県薩摩郡里村里1922番地	
担 任 事 務	<p>1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>	
役員定数等	理事 1名 監事 2名 任期 2年 里村支社審議会 委員 10名以内 任期 2年	
職員数等	事務職員 1名(兼任)	
財産及び債務	<p>[出資金] 644,300円</p> <p>[財産目録](平成13年度末) なし</p> <p>[保有土地の状況](平成13年度末) なし</p> <p>[借入金の状況](平成13年度末) なし</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 土地開発公社関係 】	企画財政部会 土地開発分科会
調整方針(案)	鹿兒島県町村土地開発公社上甌村支社、下甌村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿兒島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。		

団体名	鹿兒島県町村土地開発公社 上甌村支社	調整方針(案)
設立年月日	昭和48年3月31日	鹿兒島県町村土地開発公社上甌村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿兒島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
設立団体	上甌村	
事務所の位置	鹿兒島県薩摩郡上甌村中甌481番地1	
担 任 事 務	<p>(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。</p> <p>ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ウ 公営企業の用に供する土地</p> <p>エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地</p> <p>オ 観光施設事業の用に供する土地</p> <p>カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>(2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。</p> <p>(3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>	
役員定数等	理 事 1名 監 事 2名 任期 2年 上甌村支社審議会 委員 10名以内 任期 2年	
職員数等	事務職員 2名(兼任)	
財産及び債務	<p>【出資金】 849,400円</p> <p>【財産目録】(平成13年度末)</p> <p>資産合計: 484,315円</p> <p>負債合計: 0円</p> <p>差引純財産: 484,315円</p> <p>【保有土地の状況】(平成13年度末)</p> <p>なし</p> <p>【借入金の状況】(平成13年度末)</p> <p>なし</p>	

団体名	鹿兒島県町村土地開発公社 下甌村支社	調整方針(案)
設立年月日	昭和48年3月31日	鹿兒島県町村土地開発公社下甌村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿兒島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
設立団体	下甌村	
事務所の位置	鹿兒島県薩摩郡下甌村手打819番地	
担 任 事 務	<p>1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。</p> <p>ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ウ 公営企業の用に供する土地</p> <p>エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地</p> <p>オ 観光施設事業の用に供する土地</p> <p>カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>(2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。</p> <p>(3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>	
役員定数等	理 事 1名 監 事 2名 任期 2年 下甌村支社審議会 委員 10名以内 任期 2年	
職員数等	事務職員 4名(兼任)	
財産及び債務	<p>【出資金】 1,095,600円</p> <p>【財産目録】(平成13年度末)</p> <p>資産合計: 471,314円</p> <p>負債合計: 0円</p> <p>差引純財産: 471,314円</p> <p>【保有土地の状況】(平成13年度末)</p> <p>なし</p> <p>【借入金の状況】(平成13年度末)</p> <p>なし</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 土地開発公社関係 】	企画財政部会 土地開発分科会
調整方針(案)	鹿兒島県町村土地開発公社鹿島村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿兒島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。 祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。		

団体名	鹿兒島県町村土地開発公社 鹿島村支社	調整方針(案)
設立年月日	昭和48年3月31日	鹿兒島県町村土地開発公社鹿島村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿兒島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
設立団体	鹿島村	
事務所の位置	鹿兒島県薩摩郡鹿島村間半田1457番地10	
担 任 事 務	<p>(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。</p> <p>ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ウ 公営企業の用に供する土地</p> <p>エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地</p> <p>オ 観光施設事業の用に供する土地</p> <p>カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>(2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。</p> <p>(3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>	
役員定数等	理事 1名 監事 2名 任期 2年 鹿島村支社審議会 委員 10名以内 任期 2年	
職員数等	事務職員 1名(兼任)	
財産及び債務	<p>【出資金】 464,500円</p> <p>【財産目録】(平成13年度末) なし</p> <p>【保有土地の状況】(平成13年度末) なし</p> <p>【借入金の状況】(平成13年度末) なし</p>	

団体名	祁答院地区土地開発公社 祁答院町支社	調整方針(案)
設立年月日	昭和49年4月1日	祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
設立団体	祁答院町	
事務所の位置	鹿兒島県薩摩郡祁答院町下手67番地	
担 任 事 務	<p>1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。</p> <p>ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ウ 公営企業の用に供する土地</p> <p>エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地</p> <p>オ 観光施設事業の用に供する土地</p> <p>カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>(2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。</p> <p>(3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>	
役員定数等	理事 2名以内 監事 2名以内 任期 4年 祁答院町支社審議会 委員 4名以内 任期 2年	
職員数等	事務職員 9名(兼任)	
財産及び債務	<p>【出資金】 500,000円</p> <p>【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 1,003,226円 負債合計: 0円 差引純財産: 1,003,226円</p> <p>【保有土地の状況】(平成13年度末) なし</p> <p>【借入金の状況】(平成13年度末) なし</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 土地開発公社関係 】 企画財政部会 土地開発分科会
調整方針(案)	入来町土地開発公社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに解散する。また、同公社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。	

団 体 名	調整方針(案)
設立年月日	昭和47年12月21日
設立団体	入来町
事務所の位置	鹿兒島県薩摩郡入来町浦之名33番地
担 任 事 務	<p>入来町土地開発公社は、合併の前日(平成16年10月11日)までに解散する。また、同公社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。</p> <p>【(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行った。】 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>
役員定数等	理 事 8名以内(うち理事長1名、2名常任) 監 事 2名以内 任 期 2年
職 員 数 等	事務職員 2名(兼任)
財産及び債務	<p>【基本財産の額】 1,000,000円</p> <p>【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 76,159,222円 負債合計: 15,300,000円 差引純財産: 60,859,222円</p> <p>【保有土地の状況】(平成13年度末) 4件 12,331.65㎡ 14,337,954円</p> <p>【借入金の状況】(平成13年度末) 1件 15,300,000円</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 公社・財団法人 】	総務部会 事務管理分科会 上下水道部会 水道温泉管理分科会
調整方針(案)	財団法人 川内市民まちづくり公社については、現行のまま新市に引き継ぐこととし、受託業務の範囲については、随時調整する。 川内川多目的取水管理組合については、現行のまま新市に引き継ぐ。		

団体名	調整方針(案)	団体名	調整方針(案)
財団法人 川内市民まちづくり公社		川内川多目的取水管理組合	
設立年月日	平成10年4月1日	設立年月日	平成4年5月19日
構成団体	川内市	構成団体	川内市水道事業 川内市工業用水道事業 中越バルブ工業株式会社川内工場 準用河川管理者 県農業用水管理委託者 川内市土地改良区 川内川河川事務所
事務所の位置	鹿児島県川内市若松町3番10号	事務所の位置	鹿児島県川内市田海町1745番地
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設を利用した生涯学習推進に関する事業 生涯学習推進を図るための調査研究に関する事業 文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理受託に関する事業 文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の運営等に係る関係機関及び団体との連絡調整に関する事業 その他目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> 川内川取水口取水施設(第1揚水機場)の維持管理 予備取水口工事の推進に関する事 組合員相互の連絡調整に関する事 関係官庁及び関係機関との連絡に関する事 緊急時における措置等に関する事 その他管理組合の目的達成のために必要な事項に関する事 	
役員定数等	理事長 1名 副理事長 1名 理事 8名以上12名以内(理事長、副理事長含む。) 監事 2名 任期 2年	役員定数等	組合長 1名 副組合長 1名 監事 1名 幹事会 10名
職員数等	一般職員 9名 嘱託職員 22名 臨時職員 27名 管理人 11名 合計 69名	職員数等	管理責任者 1名(事務局長専任の場合、これを兼ねる。) 事務責任者 1名
財産及び債務	【基本財産の額】 50,000,000円 【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 122,339,986円 負債合計: 70,830,359円 差引純財産: 51,509,627円	【施設】 ・第1揚水機場 取水施設 吐出送水管 沈砂池 管理棟 電気施設 吐出、送水施設 ・導水路(トンネル) ・注水施設 ・斧淵揚水機場 取水施設(取水樋管、ポンプ場、着水井、操作室) ・導水路(トンネル) 【修繕積立金】(平成13年度末) 11,570,943円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 ライブラリー・視聴覚協議会 】	教育部会 社会教育分科会		
調整方針(案)	川内市立視聴覚ライブラリーについては、現行のまま新市に引継ぎ、現在業務委託している東郷町、樋脇町は合併の日の前日(平成16年10月11日)までに委託契約を解除する。 甌島地区視聴覚教育協議会は合併の日の前日(平成16年10月11日)までに解散する。				
団 体 名	川内市立視聴覚ライブラリー	調整方針(案)	団 体 名	甌島地区視聴覚教育協議会	調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和50年4月1日	川内市立視聴覚ライブラリーについては、現行のまま新市に引継ぎ、現在業務委託している東郷町、樋脇町は合併の日の前日(平成16年10月11日)までに委託契約を解除する。	設 立 年 月 日	昭和51年4月1日	甌島地区視聴覚教育協議会は合併の日の前日(平成16年10月11日)までに解散する。
構 成 団 体 等	川内市 (受託団体) 東郷町 樋脇町		構 成 団 体 等	里村 鹿島村 上甌村 下甌村	
事 務 所 の 位 置	川内市大小路町14番5号(川内市中央公民館内)		事 務 所 の 位 置	薩摩郡上甌村中甌481番地1(上甌村役場内)	
担 任 事 務	・学校、社会教育施設等に対し、視聴覚機材・教材を供給すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関する解説資料等を作成し、及び配布すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関する研修を実施すること。 ・映画会、展示会等を開催すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関し指導すること。 ・視聴覚教材を製作し、及び視聴覚機材を補修すること。 ・その他視聴覚教育に関する機関及び団体等との連絡並びに協力に関すること。		担 任 事 務	・甌島地区における視聴覚ライブラリーに関する事務を管理し、及び執行すること。 ・甌島地区における視聴覚教育振興に関すること。	
役 員 付 属 機 関 等	視聴覚ライブラリー運営審議会 委員: 7名 任期: 2年		役 員 付 属 機 関 等	【役員】 会長 1名 任期: 2年 委員 7名 任期: 1年 監査委員 1名 任期: 1年 運営委員会 委員 16名 任期: 1年	
職 員 数 等	館長・館長補佐・係長 各1名、主事 3名(図書館兼務) 嘱託 1名(ライブラリー指導員)		職 員 数 等	事務局長 1名 その他の職員 2名(非常勤)	
負 担 金 等	40.79円×人口+300,000円		負 担 金 等	・事業費 均等割 人口割 (里20%、上甌30%、鹿島10%、下甌40%) ・県視聴覚教育連盟負担金 負担金額 ・事務費 均等割 人口割 (里20%、上甌30%、鹿島10%、下甌40%)	
財 産 等	視聴覚備品		財 産 等	視聴覚備品	
そ の 他	樋脇町・東郷町・川内市視聴覚教育に関する事務の事務委託に関する規約	そ の 他	里村立視聴覚ライブラリー 上甌村立視聴覚ライブラリー 下甌村立視聴覚ライブラリー 鹿島村立視聴覚ライブラリー		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い		【ライブラリー・視聴覚協議会】 【公平委員会】	教育部会 社会教育分科会 総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会																																										
調整方針(案)	<p>入来町及び祁答院町は祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日(平成16年10月11日)までに脱退する。 4町4村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)をもって、鹿児島県との間の「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に公平委員会を設置する。</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 470 801 507">団 体 名</th> <td data-bbox="801 470 1086 507">祁答院地区視聴覚教育協議会</td> <th data-bbox="801 470 1086 507">調整方針(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 507 801 550">設立年月日</td> <td colspan="2" data-bbox="801 507 1086 550">昭和51年4月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 550 801 630">構成団体等</td> <td data-bbox="801 550 1086 630">入来町 祁答院町 宮之城町 鶴田町 薩摩町</td> <td data-bbox="801 550 1086 630">入来町及び祁答院町は祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日(平成16年10月11日)までに脱退する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 630 801 678">事務所の位置</td> <td colspan="2" data-bbox="801 630 1086 678">薩摩郡宮之城町船木302番地 (宮之城町教育委員会内)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 678 801 853">担 任 事 務</td> <td colspan="2" data-bbox="801 678 1086 853"> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、社会教育施設等に対し、視聴覚機材・教材を供給すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関する解説資料等を作成し、及び配布すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関する研修を実施すること。 ・映写会、展示会等を開催すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関し指導すること。 ・視聴覚教材を製作し、及び視聴覚機材を補修すること。 ・その他視聴覚教育に関する機関及び団体等との連絡並びに協力に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 853 801 949">役 付 属 機 関 等</td> <td colspan="2" data-bbox="801 853 1086 949"> 会長 1名 委員10名 (会長:関係長教育長より選任) 任期:教育長の任期 監査委員:各町監査委員 祁答院地区視聴覚教育協議会運営委員会 委員:15名 任期:1年 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 949 801 1045">職 員 数 等</td> <td colspan="2" data-bbox="801 949 1086 1045"> (宮之城町教育委員会町民学習課職員兼務) 事務局長 1名 兼任職員 1名 専任職員 1名 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1045 801 1173">負 担 金 等</td> <td colspan="2" data-bbox="801 1045 1086 1173"> 均等割30% 人口割30% 学校数割20% 児童生徒数割20% 県視聴覚教育連盟負担金 57,000円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1173 801 1268">財 産 等</td> <td colspan="2" data-bbox="801 1173 1086 1268">視聴覚備品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1268 801 1364">そ の 他</td> <td colspan="2" data-bbox="801 1268 1086 1364"> 入来町視聴覚ライブラリー 祁答院町視聴覚ライブラリー </td> </tr> </tbody> </table>	団 体 名	祁答院地区視聴覚教育協議会	調整方針(案)	設立年月日	昭和51年4月1日		構成団体等	入来町 祁答院町 宮之城町 鶴田町 薩摩町	入来町及び祁答院町は祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日(平成16年10月11日)までに脱退する。	事務所の位置	薩摩郡宮之城町船木302番地 (宮之城町教育委員会内)		担 任 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、社会教育施設等に対し、視聴覚機材・教材を供給すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関する解説資料等を作成し、及び配布すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関する研修を実施すること。 ・映写会、展示会等を開催すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関し指導すること。 ・視聴覚教材を製作し、及び視聴覚機材を補修すること。 ・その他視聴覚教育に関する機関及び団体等との連絡並びに協力に関すること。 		役 付 属 機 関 等	会長 1名 委員10名 (会長:関係長教育長より選任) 任期:教育長の任期 監査委員:各町監査委員 祁答院地区視聴覚教育協議会運営委員会 委員:15名 任期:1年		職 員 数 等	(宮之城町教育委員会町民学習課職員兼務) 事務局長 1名 兼任職員 1名 専任職員 1名		負 担 金 等	均等割30% 人口割30% 学校数割20% 児童生徒数割20% 県視聴覚教育連盟負担金 57,000円		財 産 等	視聴覚備品		そ の 他	入来町視聴覚ライブラリー 祁答院町視聴覚ライブラリー		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 470 1848 507">団 体 名</th> <td data-bbox="1848 470 2105 507">鹿児島県人事委員会(公平委員会)</td> <th data-bbox="1848 470 2105 507">調整方針(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 507 1848 630">受 託 団 体 等</td> <td data-bbox="1848 507 2105 630"> 樋脇町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 上甞村 下甞村 鹿島村 (川内地区消防組合 西薩衛生処理組合 甞島衛生管理組合 川薩地区介護保険組合) </td> <td data-bbox="1848 507 2105 630">4町4村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)をもって、鹿児島県との間の「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に公平委員会を設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 630 1848 853">担 任 事 務</td> <td data-bbox="1848 630 2105 853"> (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。 (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 (3) 前2号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務 </td> <td data-bbox="1848 630 2105 853"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 853 1848 949">負 担 金 等</td> <td data-bbox="1848 853 2105 949">各町村 8,000円 (各一部事務組合 4,000円)</td> <td data-bbox="1848 853 2105 949"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 949 1848 1364">そ の 他</td> <td data-bbox="1848 949 2105 1364"> <ul style="list-style-type: none"> ・樋脇町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・入来町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・東郷町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・祁答院町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・里村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・上甞村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・下甞村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・鹿島村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 </td> <td data-bbox="1848 949 2105 1364">川内市公平委員会</td> </tr> </tbody> </table>	団 体 名	鹿児島県人事委員会(公平委員会)	調整方針(案)	受 託 団 体 等	樋脇町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 上甞村 下甞村 鹿島村 (川内地区消防組合 西薩衛生処理組合 甞島衛生管理組合 川薩地区介護保険組合)	4町4村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)をもって、鹿児島県との間の「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に公平委員会を設置する。	担 任 事 務	(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。 (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 (3) 前2号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務		負 担 金 等	各町村 8,000円 (各一部事務組合 4,000円)		そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・樋脇町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・入来町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・東郷町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・祁答院町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・里村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・上甞村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・下甞村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・鹿島村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 	川内市公平委員会
団 体 名	祁答院地区視聴覚教育協議会	調整方針(案)																																												
設立年月日	昭和51年4月1日																																													
構成団体等	入来町 祁答院町 宮之城町 鶴田町 薩摩町	入来町及び祁答院町は祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日(平成16年10月11日)までに脱退する。																																												
事務所の位置	薩摩郡宮之城町船木302番地 (宮之城町教育委員会内)																																													
担 任 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、社会教育施設等に対し、視聴覚機材・教材を供給すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関する解説資料等を作成し、及び配布すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関する研修を実施すること。 ・映写会、展示会等を開催すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関し指導すること。 ・視聴覚教材を製作し、及び視聴覚機材を補修すること。 ・その他視聴覚教育に関する機関及び団体等との連絡並びに協力に関すること。 																																													
役 付 属 機 関 等	会長 1名 委員10名 (会長:関係長教育長より選任) 任期:教育長の任期 監査委員:各町監査委員 祁答院地区視聴覚教育協議会運営委員会 委員:15名 任期:1年																																													
職 員 数 等	(宮之城町教育委員会町民学習課職員兼務) 事務局長 1名 兼任職員 1名 専任職員 1名																																													
負 担 金 等	均等割30% 人口割30% 学校数割20% 児童生徒数割20% 県視聴覚教育連盟負担金 57,000円																																													
財 産 等	視聴覚備品																																													
そ の 他	入来町視聴覚ライブラリー 祁答院町視聴覚ライブラリー																																													
団 体 名	鹿児島県人事委員会(公平委員会)	調整方針(案)																																												
受 託 団 体 等	樋脇町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 上甞村 下甞村 鹿島村 (川内地区消防組合 西薩衛生処理組合 甞島衛生管理組合 川薩地区介護保険組合)	4町4村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)をもって、鹿児島県との間の「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に公平委員会を設置する。																																												
担 任 事 務	(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。 (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 (3) 前2号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務																																													
負 担 金 等	各町村 8,000円 (各一部事務組合 4,000円)																																													
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・樋脇町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・入来町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・東郷町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・祁答院町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・里村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・上甞村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・下甞村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・鹿島村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 	川内市公平委員会																																												

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 第三セクター等 】	産業経済部会 商工業・運輸分科会 産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	肥薩おれんじ鉄道株式会社については、出資等の財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。 株式会社 遊湯館については、出資等財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。		

団 体 名	肥薩おれんじ鉄道株式会社		調整方針(案)
設 立 年 月 日	平成14年10月31日		肥薩おれんじ鉄道株式会社については、出資等の財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。
設 立 団 体	熊本県 鹿児島県 日本貨物鉄道 株式会社 熊本県八代市 水俣市 芦北町 津奈木町 田浦町 鹿児島県川内市 出水市 阿久根市 高尾野町 野田町		
事務所の位置	熊本県熊本市段山本町4番29号		
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客鉄道業 ・ 軽量小荷物運送業 ・ 鉄道及び自動車運送事業者からの旅客運送委託業務の請負業 ・ 自動車及び自転車のレンタル業 ・ 旅行業 ・ 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務ほか 		
役 員 定 数 等	取締役 20名以内 当初 8名(2年) 監査役 4名以内 当初 3名(4年)		
決 算 等	【基本財産の額】 1,560,000,000円		
発 行 株 式 等	【発行株式数】 株式総数42,400株 当初発行株式数 31,200株(額面5万円) 【引受株式数】 熊本県 12,410株 鹿児島県 12,410株 熊本県八代市 1,215株 水俣市 587株 芦北町 180株 津奈木町 123株 田浦町 85株 鹿児島県川内市 1,016株 出水市 549株 阿久根市 364株 高尾野町 193株 野田町 68株 日本貨物鉄道 株式会社 2,000株		

団 体 名	株式会社 遊湯館		調整方針(案)
設 立 年 月 日	平成12年4月20日		株式会社 遊湯館については、出資等財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。
設 立 団 体	樋脇町		
事務所の位置	鹿児島県薩摩郡樋脇町市比野156番地		
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樋脇町から委託を受けた観光拠点施設「道の駅樋脇」の管理運営に関する業務 ・ 「道の駅樋脇」及び樋脇町の魅力を広く普及するためのイベント等の企画立案、実施に関する業務 ・ 観光資源の発掘及び有効活用に関する調査研究に関する業務 ・ 地域資源の有効活用による特産品の開発及び販売に関する業務 ・ その他前各号に付帯する一切の業務 		
役 員 定 数 等	取締役 3名以上12名以内(2年) 11名 監査役 1名以上 2名以内(3年)		
決 算 等	【基本財産の額】 10,000,000円 【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 23,179,002円 負債合計: 12,729,992円 差引純財産: 10,449,010円		
財 産 及 び 債 務	【発行株式数】 株式総数800株 当初発行株式数200株(額面5万円) 【引受株式数】 樋脇町長 200株		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 3 一部事務組合等の取扱い	【 第三セクター等 】	産業経済部会 宿泊施設分科会		
調整方針(案)	株式会社 甌産業振興公社については、出資等の財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。 株式会社 東郷温泉ゆったり館については、出資等財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。				
団体名	株式会社 甌産業振興公社	調整方針(案)	団体名	株式会社 東郷温泉ゆったり館	調整方針(案)
設立年月日	平成7年12月8日	株式会社 甌産業振興公社については、出資等の財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。	設立年月日	平成14年2月8日	株式会社 東郷温泉ゆったり館については、出資等財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。
設立団体	里村 里村漁業協同組合 里村商工会 里村観光協会		設立団体	東郷町	
事務所の位置	鹿児島県薩摩郡里村里1922番地		事務所の位置	薩摩郡東郷町斧淵1940番地1	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建物(里村交流センター)の維持管理 宿泊施設及び食堂並びに売店の経営 水産物の生産及びその加工品の開発・製造・販売業 魚介類の養殖業 観光船の経営及び維持管理 民芸品の開発・製造・観光用みやげ物の販売業 自動車及び自動車の賃貸業 ほか 		事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の経営 温泉浴場施設の経営 飲食店の経営 貸会場の経営 農林水畜産物の加工及び販売 公園緑地及び庭園の維持管理 前各号に付帯する一切の事業 	
役員定数等	取締役 3名以上5名以内 任期:2年 監査役 2名以内 任期:3年	役員定数等	取締役10名以内 任期:2年 監査役 2名以内 任期:3年		
決算等	【基本財産の額】 43,000,000円 【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 62,650,357円 負債合計: 49,311,948円 差引純財産: 13,338,409円	決算等	【基本財産の額】 100,000,000円		
発行株式等	【発行株式数】 株式総数1,600株、当初発行株式数430株(額面5万円) 【引受株式数】 里村 800株 里村漁業協同組合 20株 里村商工会 20株 里村観光協会 20株	財産及び債務	【発行株式数】 株式総数4,000株 当初発行株式数1,000株(額面10万円) 【引受株式数】 東郷町 1,000株		